

### 3. 基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し

- 協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について…………… P1
- 受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額…………… P2
- 無年金者数について…………… P3

### 4. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額…………… P4

### 5. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学・短期大学への進学率の推移…………… P5
- 年齢別の保険料納付率…………… P6
- 障害者の所得保障…………… P7

### 6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- パート労働者に対する厚生年金の適用範囲／被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要…………… P8
- 「パートも派遣も厚生年金に(平成20年2月18日 朝日新聞朝刊3面)」(著作権の関係で資料のタイトルのみ掲載)…………… P10
- パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響…………… P11
- 事業主によるパート労働者に係る保険料徴収の事務処理フロー…………… P12
- 平成16年改正における第3号被保険者制度に関する議論の経緯…………… P15

### 7. 育児期間中の者の保険料免除等

- 子育て世帯における母親の就労状況及び経済的負担等に関する資料…………… P18
- 育児期間中の保険料免除について…………… P25
- 育児期間中の保険料免除の対象となる人数…………… P26
- 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿…………… P27

### 3. 基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し

協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について

(数値は 2007 年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	ベルギー	チェコ	オランダ	カナダ	豪州	韓国	スペイン	イタリア	アイルランド	ハンガリー	スウェーデン	ルクセンブルク
受給資格期間	40 加入 四半期 (10 年 相当) (注1)	なし (注2)	5 年	なし	なし	25 年 (注3)	なし	(OAS: 税方式) 10 年 居住  (CPP) なし	(AP: 税方式) 10 年 居住 (注4)  (SG) なし	10 年	15 年	5 年	260 週 (5 年相 当) (注5)	15 年	なし (注6)	10 年

(注1) 1000 ドル (118,000 円) の収入につき 1 四半期が付与される (最高で年間 4 加入四半期まで)。

(注2) 2007 年の法改正により受給資格機関は撤廃。ただし、1945 年 4 月 6 日より前に生まれた男性及び 1950 年 4 月 6 日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金受給には、それぞれ 11 年又は 9.75 年の被保険者期間が必要。

(注3) 受給開始年齢 (男性 61 歳 10 ヶ月、子を養育していない女性 60 歳) から受給する場合。なお、65 歳から受給する場合は 15 年。

(注4) 「10 年連続して居住」又は「連続して 5 年、合計 10 年」のいずれかを満たすこと。

(注5) 2012 年より 520 週 (10 年相当)。

(注6) 保証年金については最低 3 年の居住期間が必要。

## 現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	66,008円	49,506円	33,008円
	25年	41,258円	30,941円	20,630円
受給資格期間短縮後	20年	33,008円	24,753円	16,500円
	10年	16,500円	12,377円	8,250円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年(半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提)あり、残りの20年は未納として計算

※3 年金額は平成20年度

## 無年金者数(推計)

○ 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

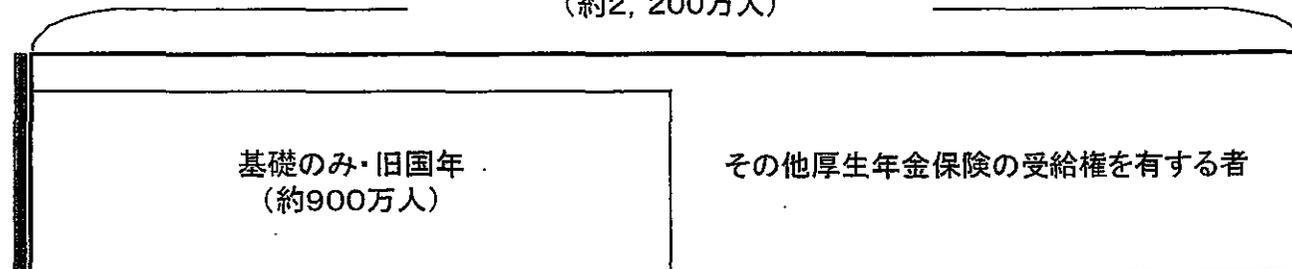
(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】  
社会保険庁公表資料  
(平成19年12月12日)

老齢基礎年金等の受給権者  
(約2,200万人)



↑ 無年金者(65歳以上) 42万人

## 4. 2年の時効を超えても保険料を 納めることのできる仕組みの導入

時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額

- 納付しようとする時点（仮に 60 歳）からみて、5 年前（55 歳）から 60 歳までの 5 年間分の保険料を後納する場合の支払総額について、一定の仮定の下で積算すると約 90 万円となる。
- また、10 年前（50 歳）から 60 歳までの 10 年間分の保険料を後納する場合の支払総額については、約 190 万円となる。

	5年前	10年前	15年前	20年前	25年前	40年前	45年前
1ヶ月分	15,800	17,200	18,700	20,300	22,100	28,500	31,000
1年分	189,300	206,000	224,100	243,800	265,200	341,600	371,600
5年分	918,600	996,100	1,083,700	1,179,000	1,282,600	1,651,700	1,796,900
10年分	-	1,914,600	2,079,700	2,262,600	2,461,600	3,169,800	3,448,600
15年分	-	-	2,998,300	3,258,700	3,545,300	4,565,200	4,966,700
20年分	-	-	-	4,177,300	4,541,400	5,847,900	6,362,200

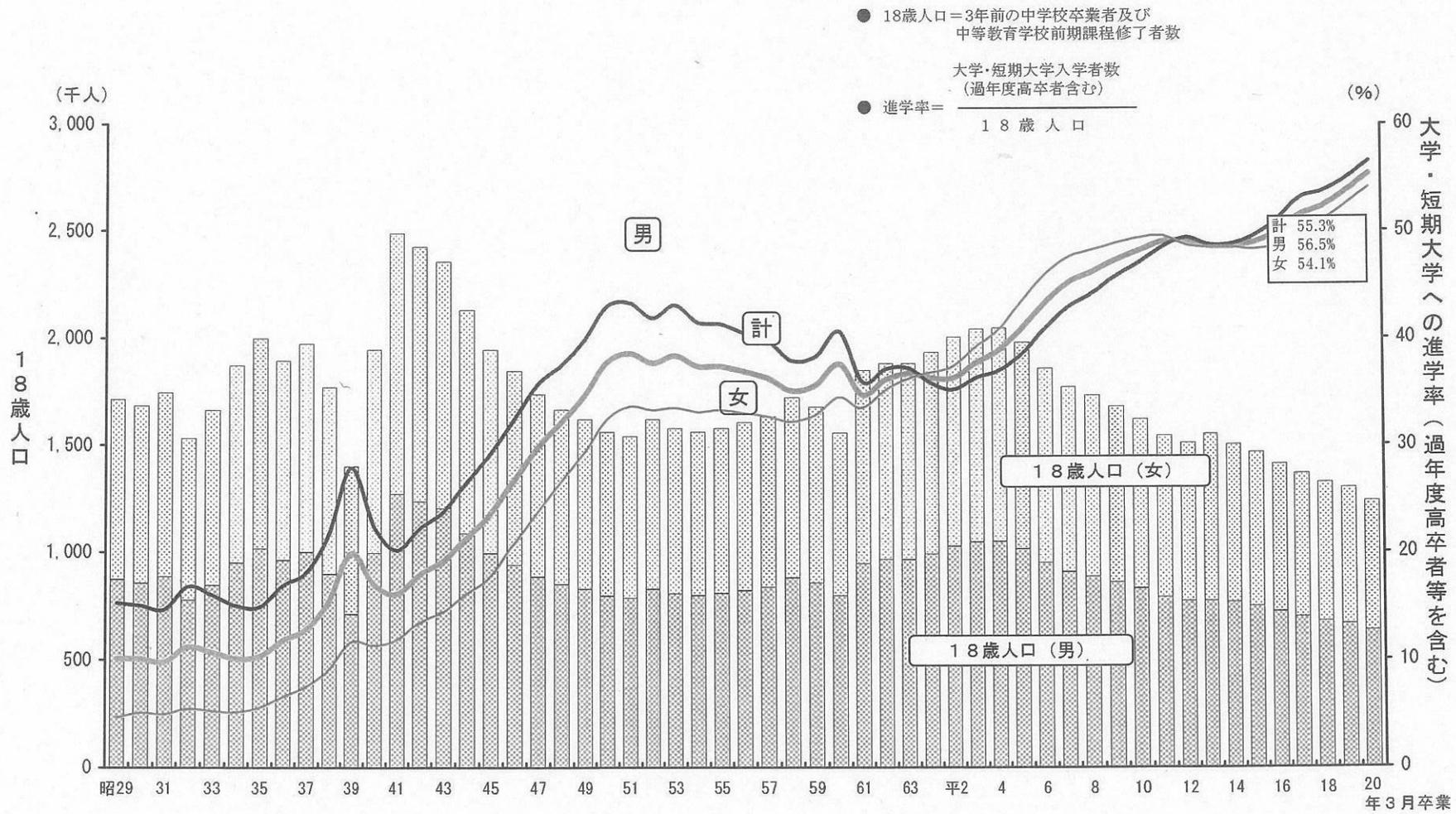
4

（積算の前提）

国民年金保険料が将来に向かって月額 15,000 円と仮定し、かつ、後納するに際し保険料に乗じる加算率について、現行の免除期間等に係る追納制度の加算率 1.7%（前年に発行された 10 年国債の表面利率の平均）を用いて計算。

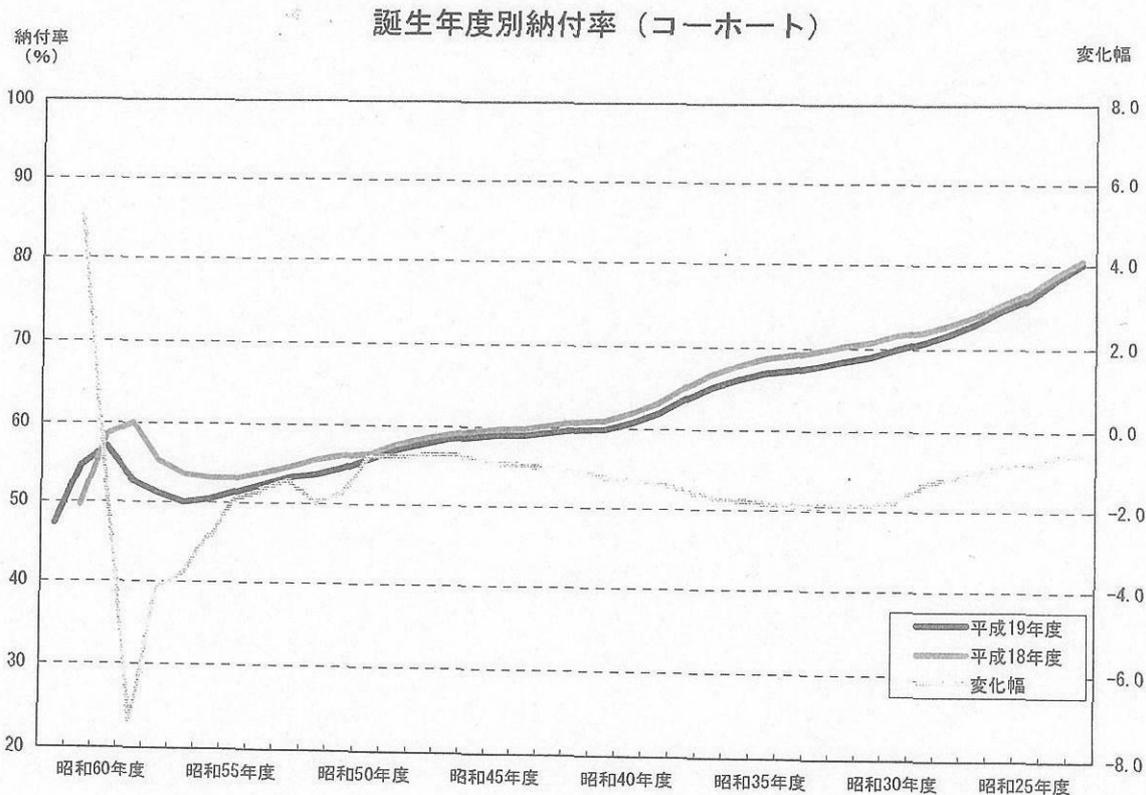
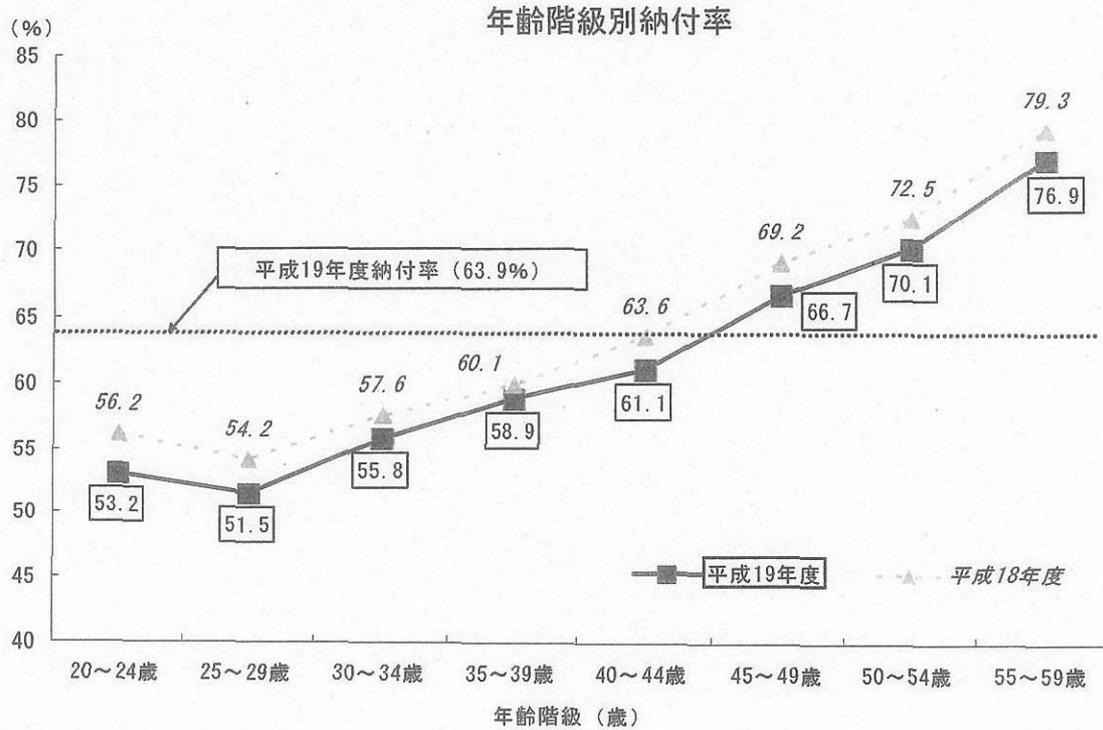
## 5. 国民年金の適用年齢の見直し

# 大学・短期大学への進学率の推移



### 年齢別の納付率

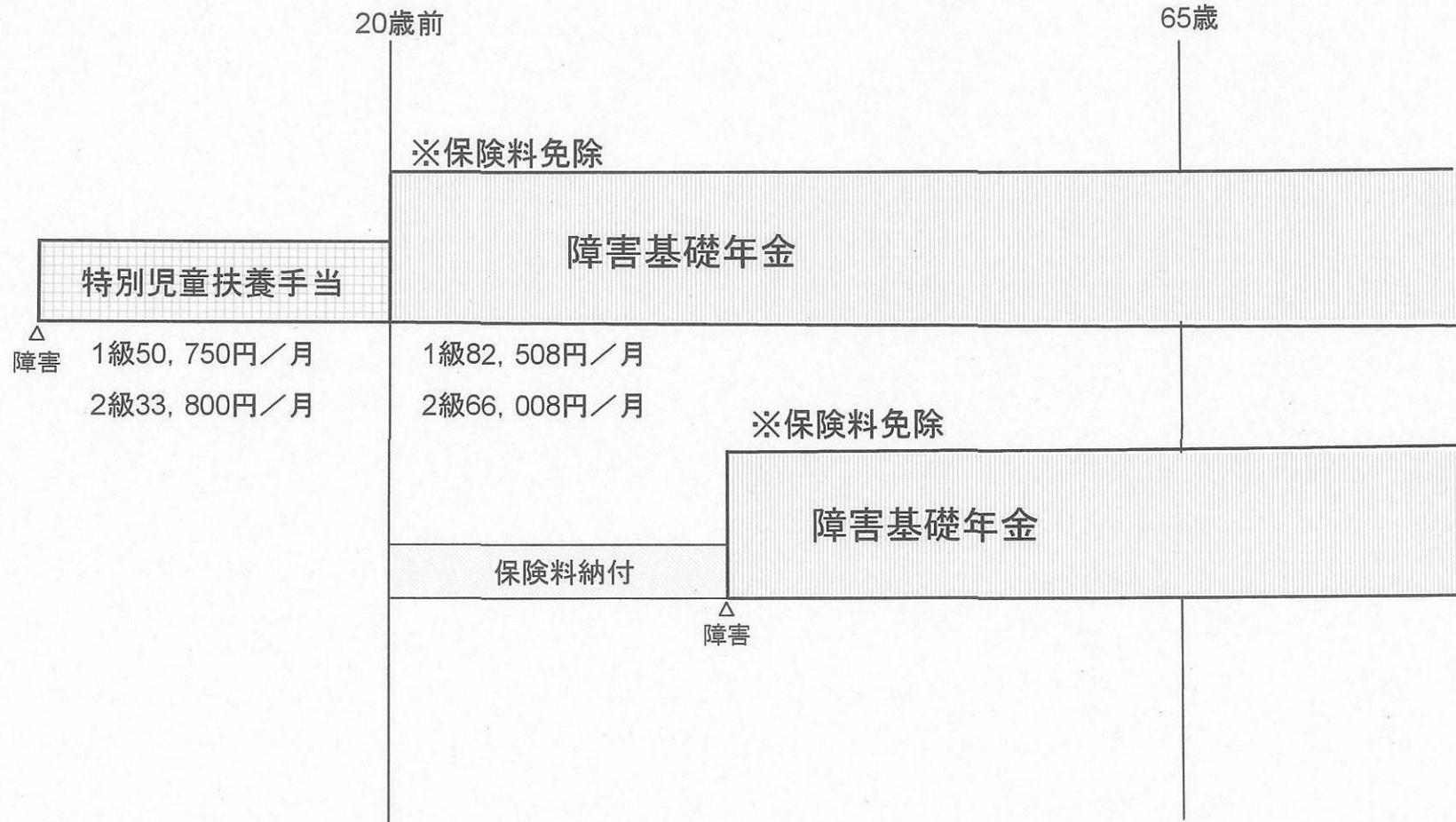
○ 平成19年度の納付率を5歳階級別に18年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が低下している。  
 また、誕生年度別に納付率をみても、すべての年代で納付率が低下している。



「平成19年度の国民年金の加入・納付状況 社会保険庁」より抜粋

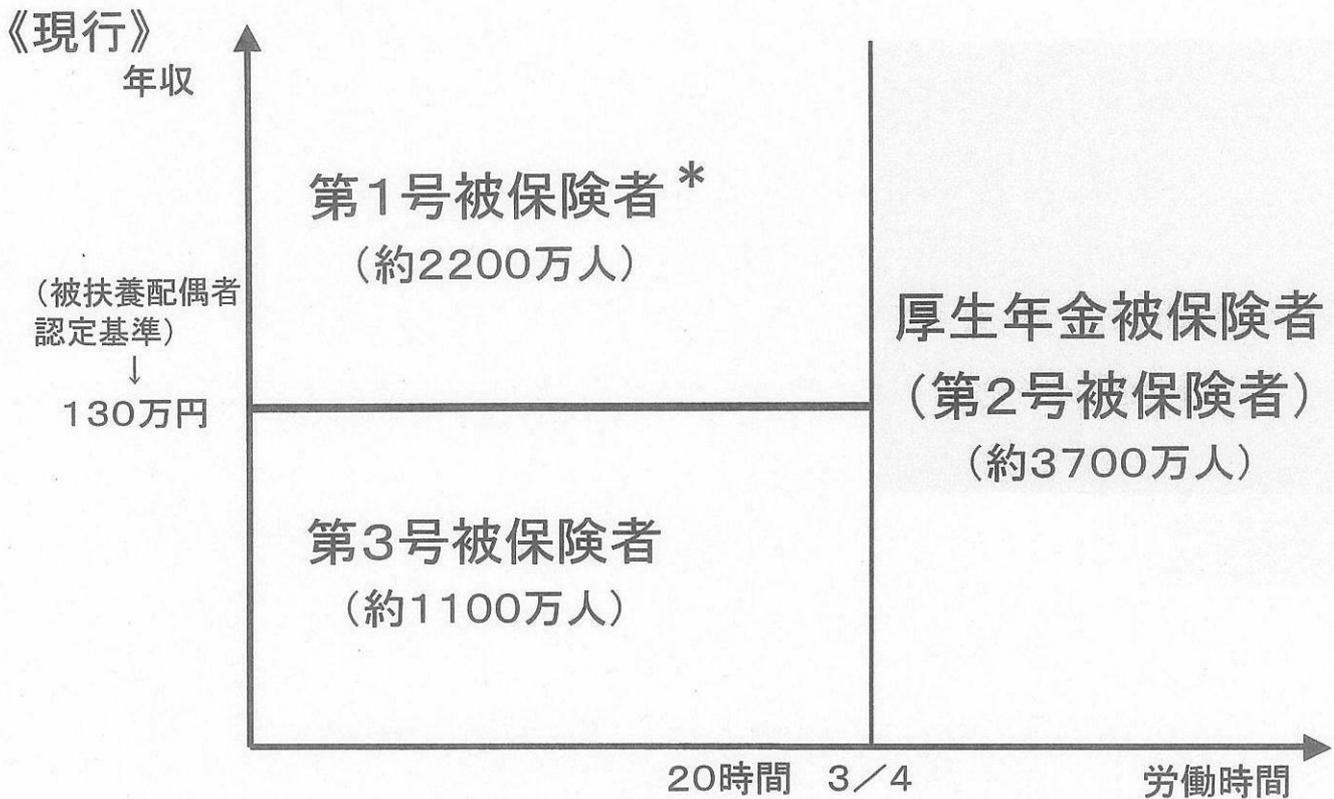
# 障害者の所得保障

- 20歳前に障害状態となった障害児については、20歳に達するまでの間、特別児童扶養手当がその子を扶養する親等に支給される。この子が20歳に達した後は、国民年金より、障害基礎年金が本人に対して支給される。(ただし本人の所得に基づく所得制限がある)
- 20歳以後に障害状態になった者に対しては、国民年金から障害基礎年金が本人に対して支給される(厚生年金加入者の場合、これに合わせて、障害厚生年金も支給される)。
- いずれの場合も、年金額は満額の老齢基礎年金と同額(障害等級1級の場合には、1.25倍の額)であり、障害基礎年金の受給者は、国民年金の保険料は全額免除される。

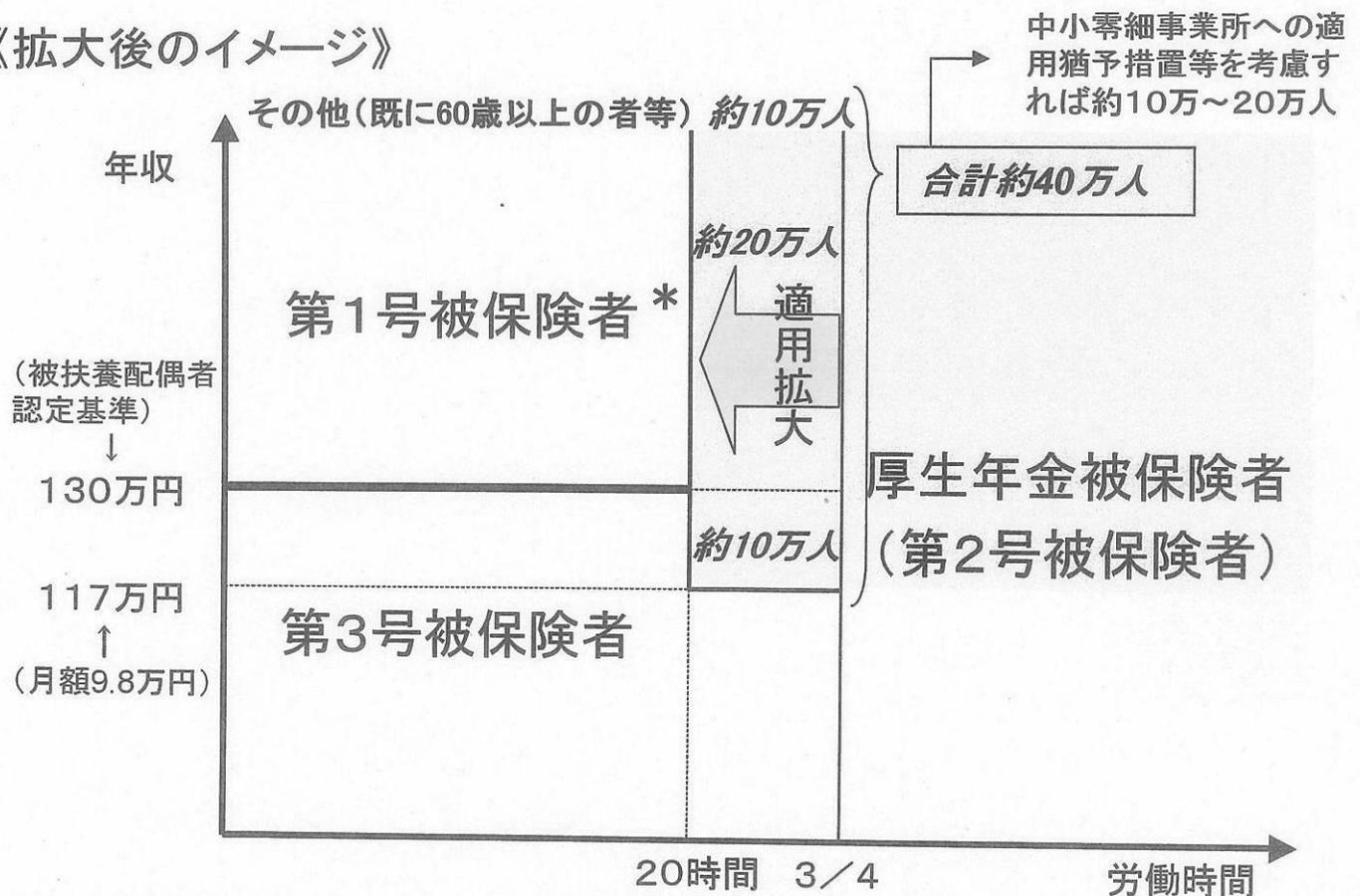


## 6. パート労働者に対する厚生年金 適用拡大等

# パート労働者に対する厚生年金の適用範囲



## 《拡大後のイメージ》



\* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

# 被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

## 1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月の閣議決定及び 12 月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

## 2. 法律案の概要

### (1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・ 共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・ 60 歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限 18.3%)に統一。

- ・ 平成 22 年から引き上げ、公務員共済は平成 30 年、私学教職員は平成 39 年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

- ・ 新3階年金については、平成 19 年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して 27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

### (2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。  
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

- ・ 「所定労働時間 20 時間以上」、「賃金月額 98,000 円以上」、「勤務期間 1 年以上」の 3 基準を全て満たすパート労働者(学生除く)に拡大。別に法律で定める日までの間、従業員 300 人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者は猶予。

② 企業年金に係る規定の整備等。

## 3. 施行時期

- ・ 原則、平成 22 年 4 月 1 日(一部は平成 23 年 4 月 1 日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成 23 年 9 月 1 日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成 20 年 4 月 1 日。

※ 本法案は平成 19 年 4 月 13 日、第 166 回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」より抜粋

(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響(制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○ 週所定労働時間20時間以上の短時間労働者を厚生年金適用とした場合。

※ 対象者数は310万人程度(このうち第1号被保険者からの適用対象者は4割程度)と推定。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①－②)
6万円と仮定する場合	4,100 億円	4,800 億円	△700 億円
8万円と仮定する場合	5,400 億円	5,600 億円	△200 億円
10万円と仮定する場合	6,800 億円	6,400 億円	400 億円

(注1) 平成18年度における厚生年金全体の保険料収入は21.0兆円、支出(実質的な支出総費用額)は32.2兆円。

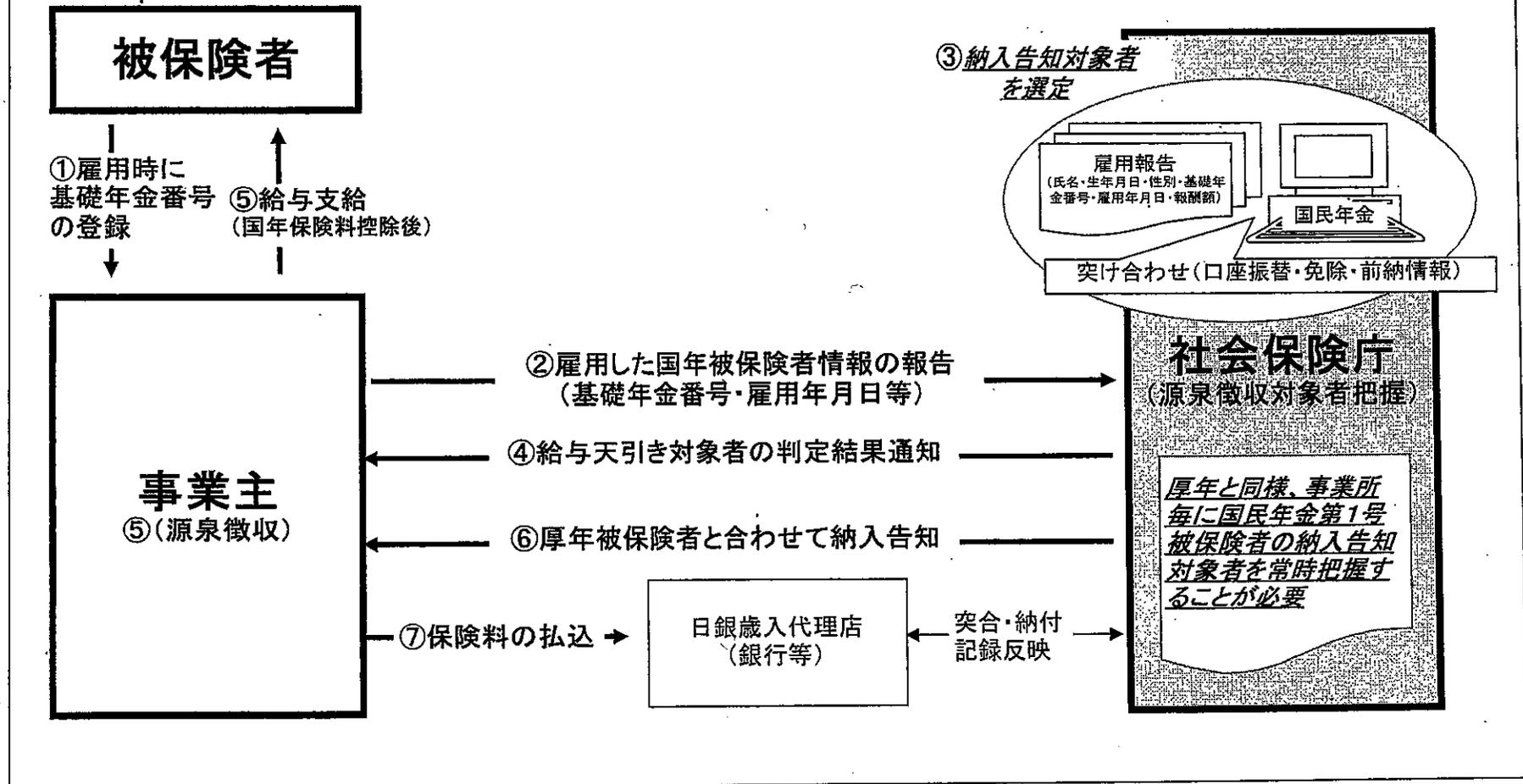
(注2) 6万円、8万円のケースは、現行の標準報酬月額下限(98,000円)を見直して適用することを想定している。

○ 上記の半数(155万人程度)を厚生年金適用とすると影響額も半分程度(次表のとおり)となる。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①－②)
6万円と仮定する場合	2,000 億円	2,400 億円	△400 億円
8万円と仮定する場合	2,700 億円	2,800 億円	△100 億円
10万円と仮定する場合	3,400 億円	3,200 億円	200 億円

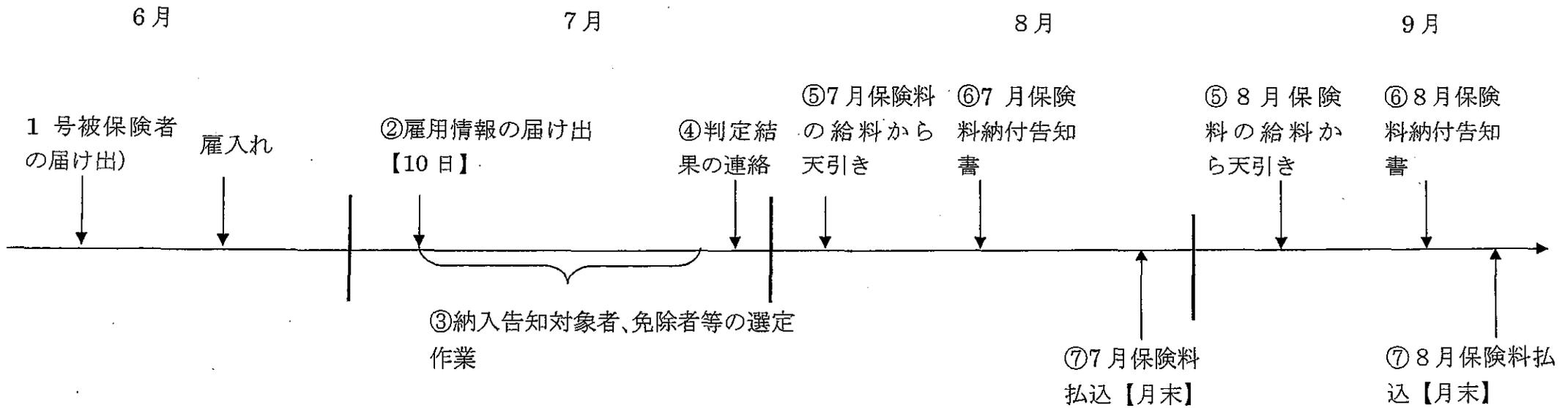
※ 日本労働組合総連合会の提言では、「当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。」となっている。

事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案1:天引き)

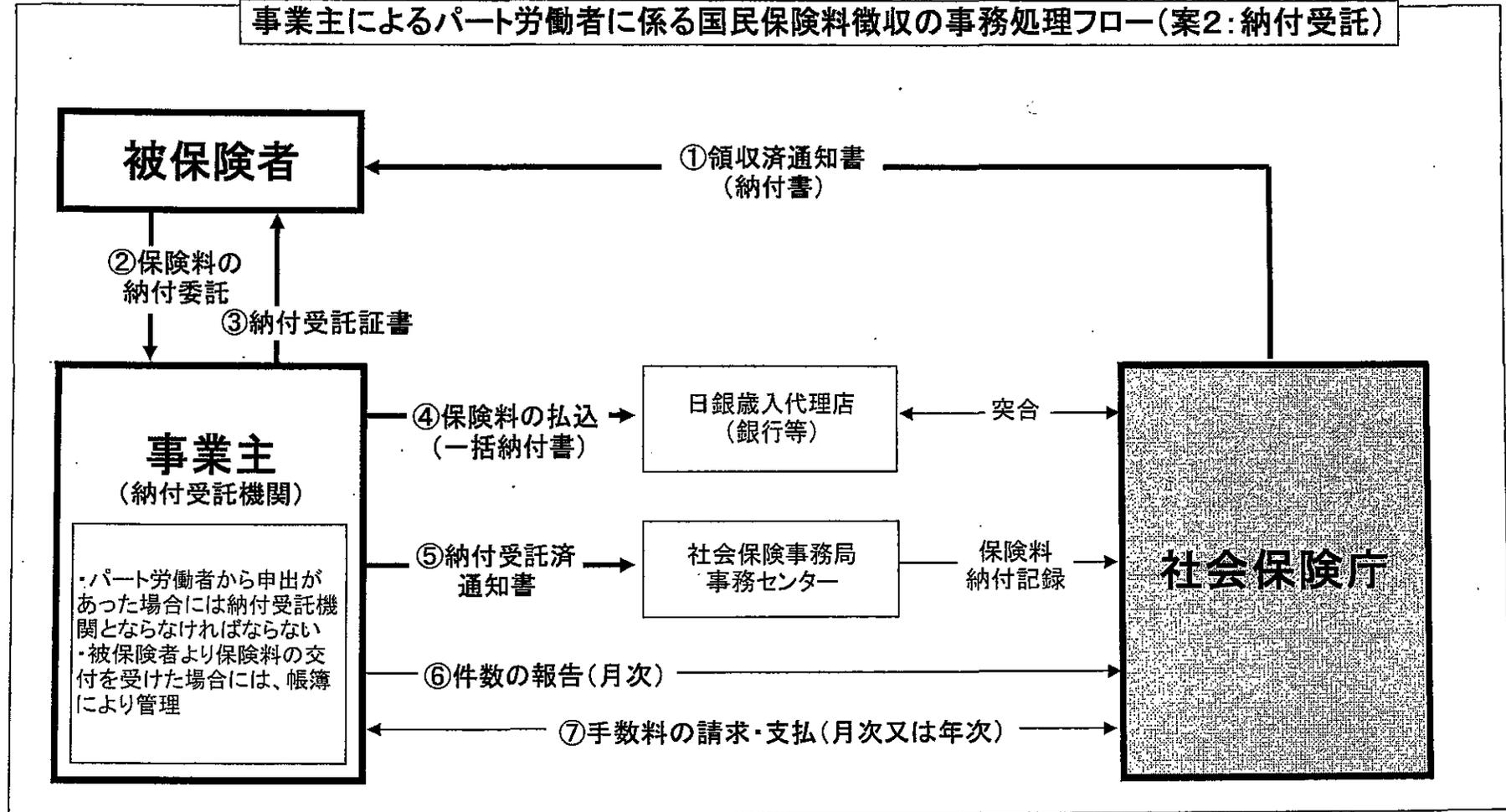


# 国民年金保険料の事業主が天引きする場合のフロー【案1】

(例) 6月に雇い入れした場合



事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案2:納付受託)



※現行の納付受託制度では、保険料取扱事務手数料契約を結んでいる。(コンビニの場合、51円/1件)  
 ※収納から国庫納入までに滞留日数があるコンビニについては、債務保証契約をしてもらっている。

## 《平成16年改正における第3号被保険者制度に関する議論の経緯》

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書 平成13年12月

- 第3号被保険者制度の見直し案(6案)を整理し議論を行った。

### 社会保障審議会年金部会における検討

- 平成14年12月厚生労働省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」における第3号被保険者制度の見直し案(年金分割案、負担調整案、給付調整案、第3号被保険者縮小案)をもとに議論を行った。
- 議論では、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致したが、その他の案については多くの論点があり、1つの案のみが多数の賛同を得られなかった。

### 社会保障審議会年金部会の意見

- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。
- 本部会の議論では、(中略)少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。  
ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて』(厚生労働省案) 平成15年11月

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から年金分割を導入する。

※ 年金分割の具体的仕組み

婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

与党年金制度協議会 『平成16年年金制度改正について』 平成16年2月

- 被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にも潜在的な権利があることは基本であるが、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できるととした。

法制化(平成16年2月国会提出)

国会において審議、成立(平成16年6月)

- 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割については、平成20年4月施行。

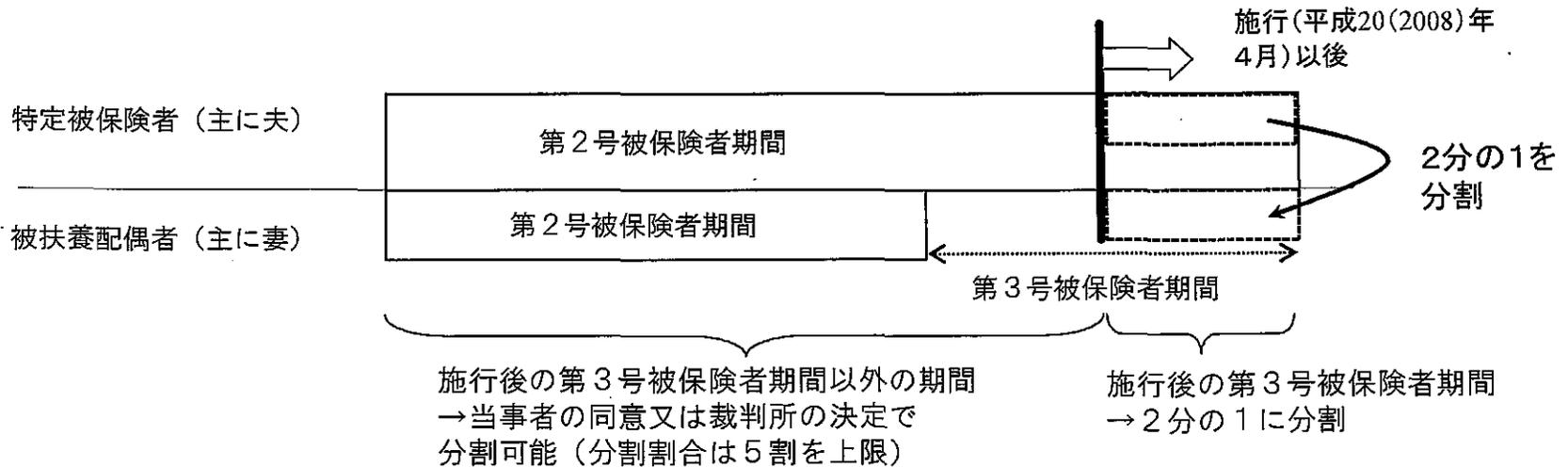
## 平成16年改正法

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

### 【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】

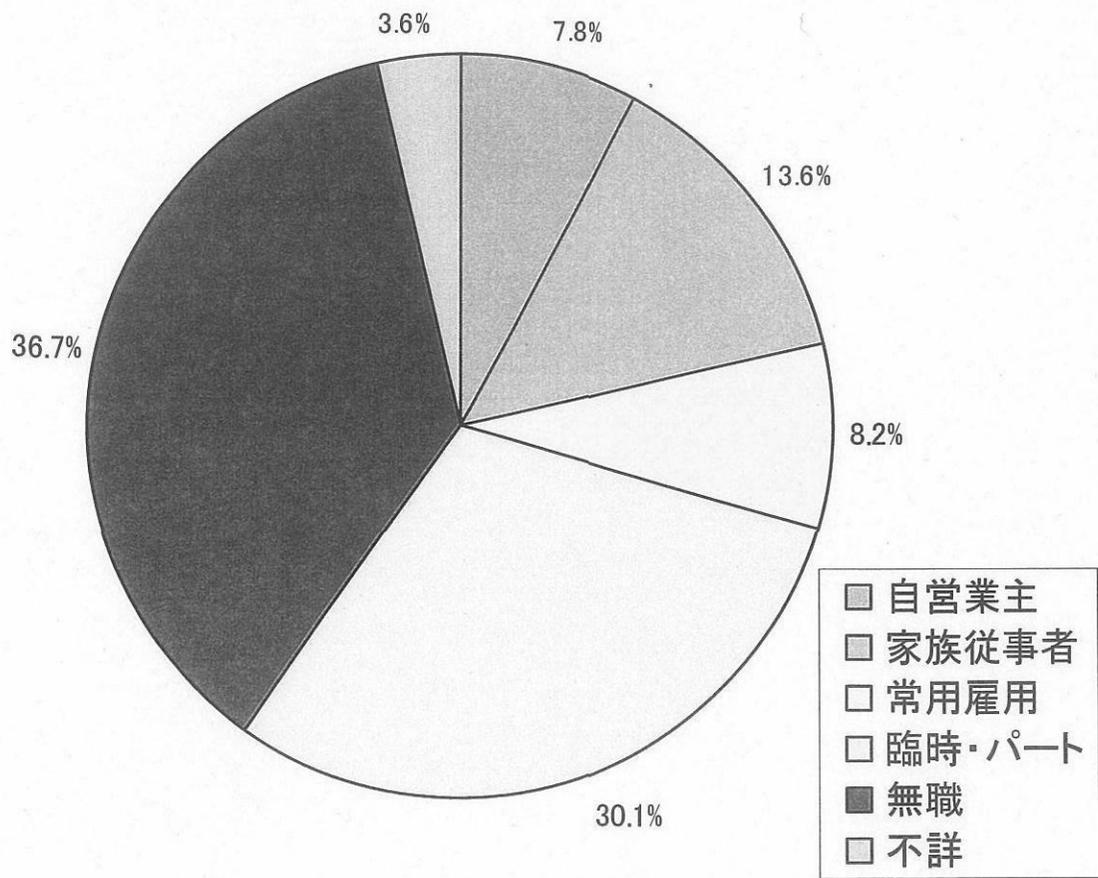


※ 改正法附則において、「短時間労働者に対する厚生年金適用」について、総合的に検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

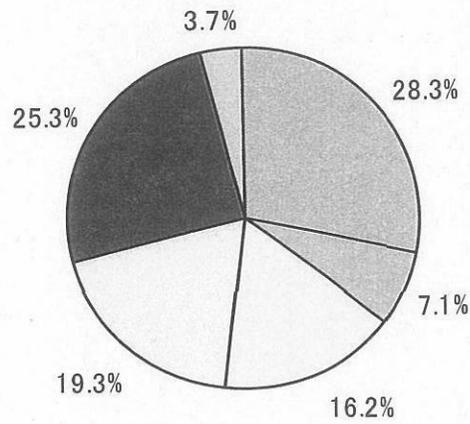
## 7. 育児期間中の者の保険料免除等

# 女性第1号被保険者の就業状況

女性第1号被保険者の就業状況を見ると、自営業者グループ(自営業主・家族従事者)に属する層は2割程度であり、無職(36.7%)、臨時・パート(30.1%)の占める割合が高くなっている。

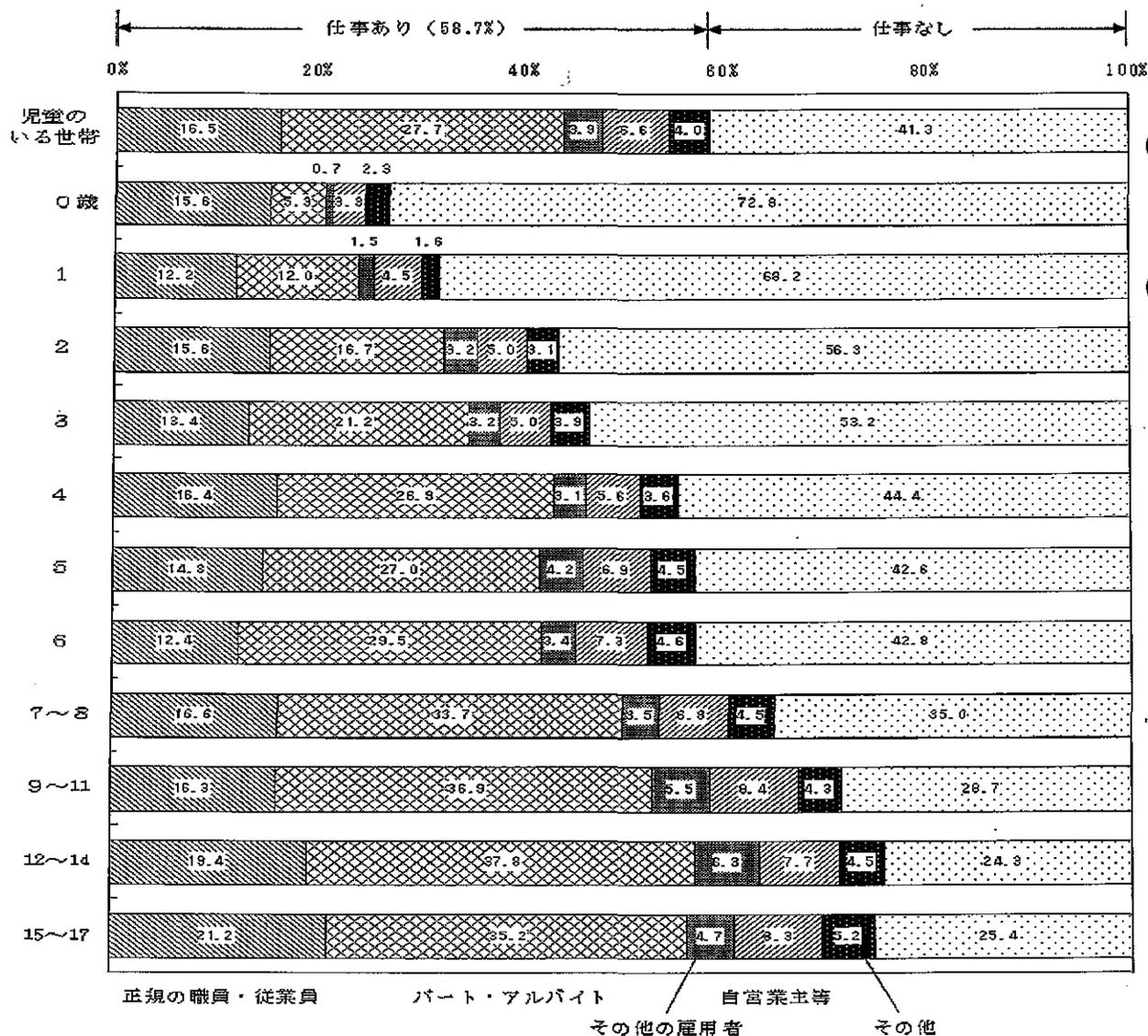


(参考) 男性第1号被保険者の就業状況



【資料出所】  
 社会保険庁「平成17年国民年金被保険者実態調査」をもとに  
 厚生労働省年金局にて作成

# 児童のいる世帯における母親の就労状況



○児童のいる世帯の母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は58.7%となっている。

○特に末子が0～3歳の間において、出産・育児に伴い自営業・家族従事を含めて就労から離脱する母親が多いことが推察される。

【資料出所】  
厚生労働省  
平成18年国民生活基礎調査の概況

注：1) 「その他の雇用者」には派遣社員、契約社員・嘱託を、「自営業主等」には家族従業者を、「その他」には会社・団体等の役員、家庭内職者を含む。  
2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。

# 子どもの年齢別子育てコストと妊娠・出産コスト

## 1. 0歳児の子育てコストと妊娠・出産コスト

0歳児の平均的な子育てコストの年間総額は、約50万6千円、妊娠・出産コストの平均金額は、約50万4千円である。妊娠・出産と0歳児の子育てコストを合計すると、約100万円の支出となる。

図表 0歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)
ベビー用品・衣料	198,602
家具・寝具類	23,268
生活用品・器具、消耗品	100,087
衣類	75,247
育児費	132,918
食費、おやつ	57,042
保育園費	12,932
延長保育・夜間保育費	1,423
ベビーシッター・一時保育費	3,743
その他保育	322
保健・医療費	38,830
保健・医療機関窓口での支払額	17,181
保健・医療機関等までの交通費	14,232
薬局・薬店等で購入した医薬品類	7,417
教育・娯楽品費(玩具・CD等)	18,626
お祝い行事関係費	72,723
子育てのための預貯金・保険	101,765
合計	506,007

図表 妊娠・出産コスト

費目	平均額(円)
出産費	454,833
定期検診(交通費を含む)	90,215
分娩・入院	364,618
妊娠期間中の出産準備費	48,849
妊婦用品・衣料等	25,215
妊娠中の運動・学習等	6,480
妊娠中の家事・育児補助関連	6,201
胎教用品・教室等	600
里帰り出産	7,965
妊娠・出産前後の交通費	2,388
合計	503,683

## 2. 1歳～6歳児の子育てコスト

1歳～3歳の子育てコストは50万円前後、4歳～6歳の子育てコストは65万円前後となっている。1～6歳の子育てコストの平均額を合計すると、約340万円である。

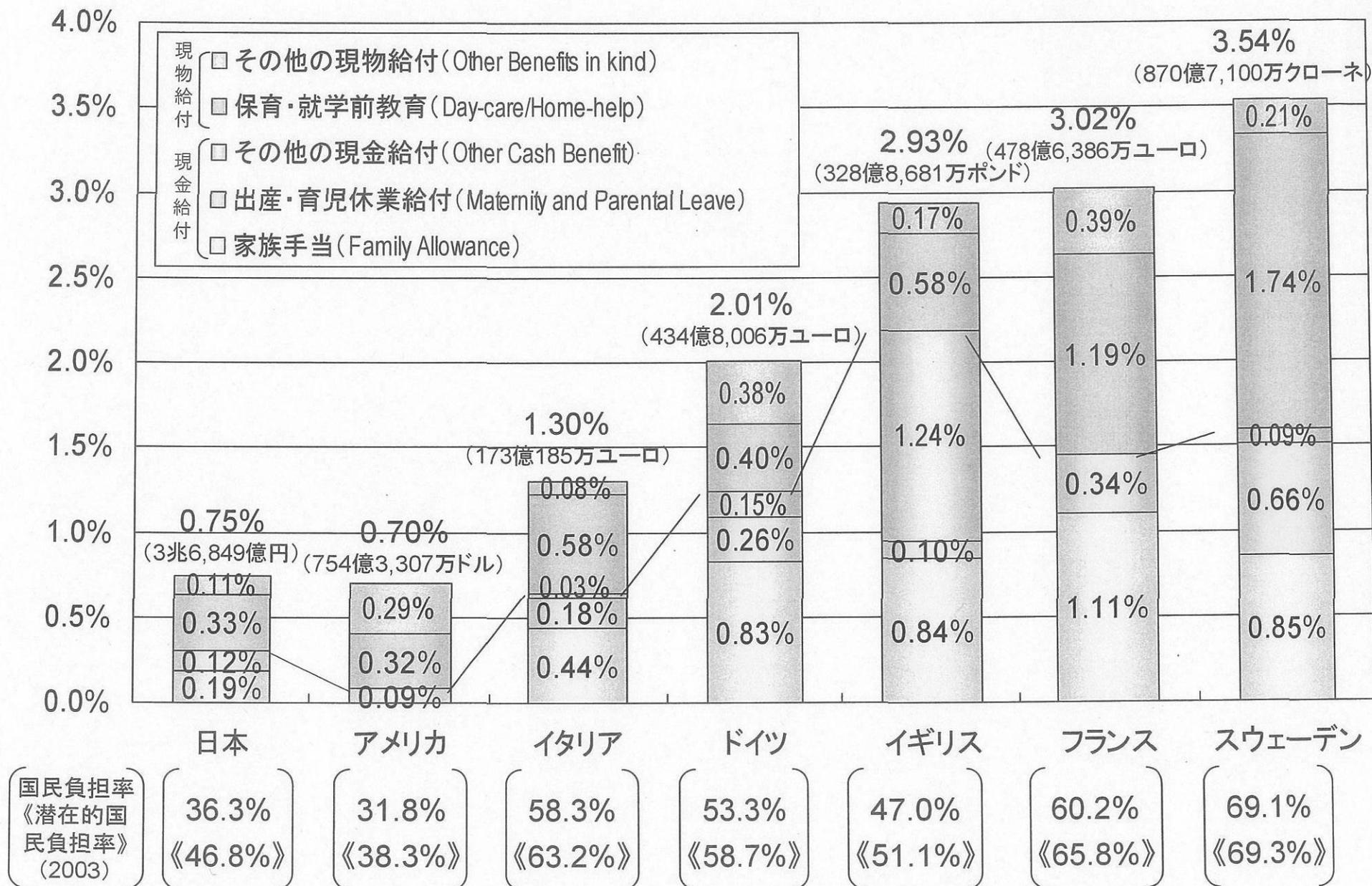
図 1歳～6歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)						
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1～6歳合計
育児費	80,499	79,756	104,738	105,835	121,083	109,770	601,681
食費、おやつ(給食以外)	56,338	60,128	87,004	67,640	91,013	83,098	445,221
保健・医療費	24,161	19,628	17,734	38,195	30,070	26,672	156,460
保健・医療機関窓口での支払額	14,919	12,699	12,504	31,886	19,071	18,505	109,584
保健・医療機関等までの交通費	2,909	2,705	2,074	2,213	5,615	3,073	18,589
薬局・薬店等で購入した医薬品類	6,333	4,224	3,156	4,096	5,384	5,094	28,287
子ども用品・衣料費	122,633	115,459	85,832	80,855	79,542	88,915	573,236
衣類	41,890	36,041	40,004	42,123	42,347	39,779	242,184
生活用品・器具、消耗品、家具類	55,914	35,896	23,554	12,798	10,582	13,554	152,288
おもちゃ・遊び道具類	22,819	40,518	18,333	20,089	18,271	21,615	141,645
文具・学習用品類	2,010	3,014	3,941	5,845	8,342	13,967	37,119
幼稚園・保育園関係費	90,188	97,192	155,617	258,870	277,346	249,732	1,128,945
幼稚園・保育園費用	82,091	81,183	144,487	254,262	271,204	243,336	1,076,563
延長保育・夜間保育費	1,121	2,802	3,305	3,604	4,775	4,599	20,206
ベビーシッター・一時保育費	4,715	12,046	7,032	991	1,152	1,750	27,686
その他保育	2,261	1,161	793	13	215	47	4,490
幼稚園・保育園以外での教育費	21,367	61,484	42,755	39,228	48,241	55,315	268,390
習い事、おけいこ	2,771	8,639	24,031	26,838	39,848	44,921	147,248
家庭教育用品・通信教育費	18,466	52,521	18,471	12,298	7,942	10,286	120,004
子ども会・体験活動・地域活動	110	124	253	92	451	108	1,138
おこづかい	29	14	9	308	1,081	1,495	2,936
お祝い行事関係費	29,144	23,612	29,910	30,771	30,457	31,623	175,517
子育てのための預貯金・保険	120,914	137,326	97,446	104,447	101,598	97,390	659,121
合計	464,774	514,841	516,308	620,316	659,349	634,241	3,409,826

注：表中の「1～6歳合計」とは、1歳から6歳のそれぞれの平均額を合計したものである。

【資料出所】  
財団法人 こども未来財団  
「子育てコストに関する調査研究」(平成15年3月)

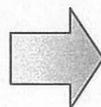
# 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料) OECD: Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

# 仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)  
約4兆3,300億円  
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円  
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

## I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円



追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

### ○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

### ○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

## II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円



追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

### ○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

## III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円



追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

### ○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成18年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

## 育児期間中の保険料免除について

- ◎ 公的年金制度における次世代育成支援措置としては、現在、被用者年金加入者(国民年金第2号被保険者)に対する育児期間中の保険料免除等の措置のみが存在。

### 《現行制度の仕組み・趣旨》

- 子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。
  - 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3ヶ月間の報酬月額が今回の定時決定までの標準報酬月額とされる。
  - 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。
- このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資するという次世代育成支援の観点から設けられているものであるが、それと同時に、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面があり、このため保険料免除期間に係る給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われており、税財源は投入されていない。

## 育児期間中の保険料免除の対象となる人数

- 現行制度における厚生年金保険の育児休業にかかる保険料免除者数：

111,159人（平成18年度末）

（内訳： 男子305人、 女子11万854人）

- 育児支援措置を拡充し、出産・育児を行う全ての被保険者に対して、国民年金保険料を免除することとした場合の対象者数：

109万人（H19出生数）× 2（両親） = 218万人

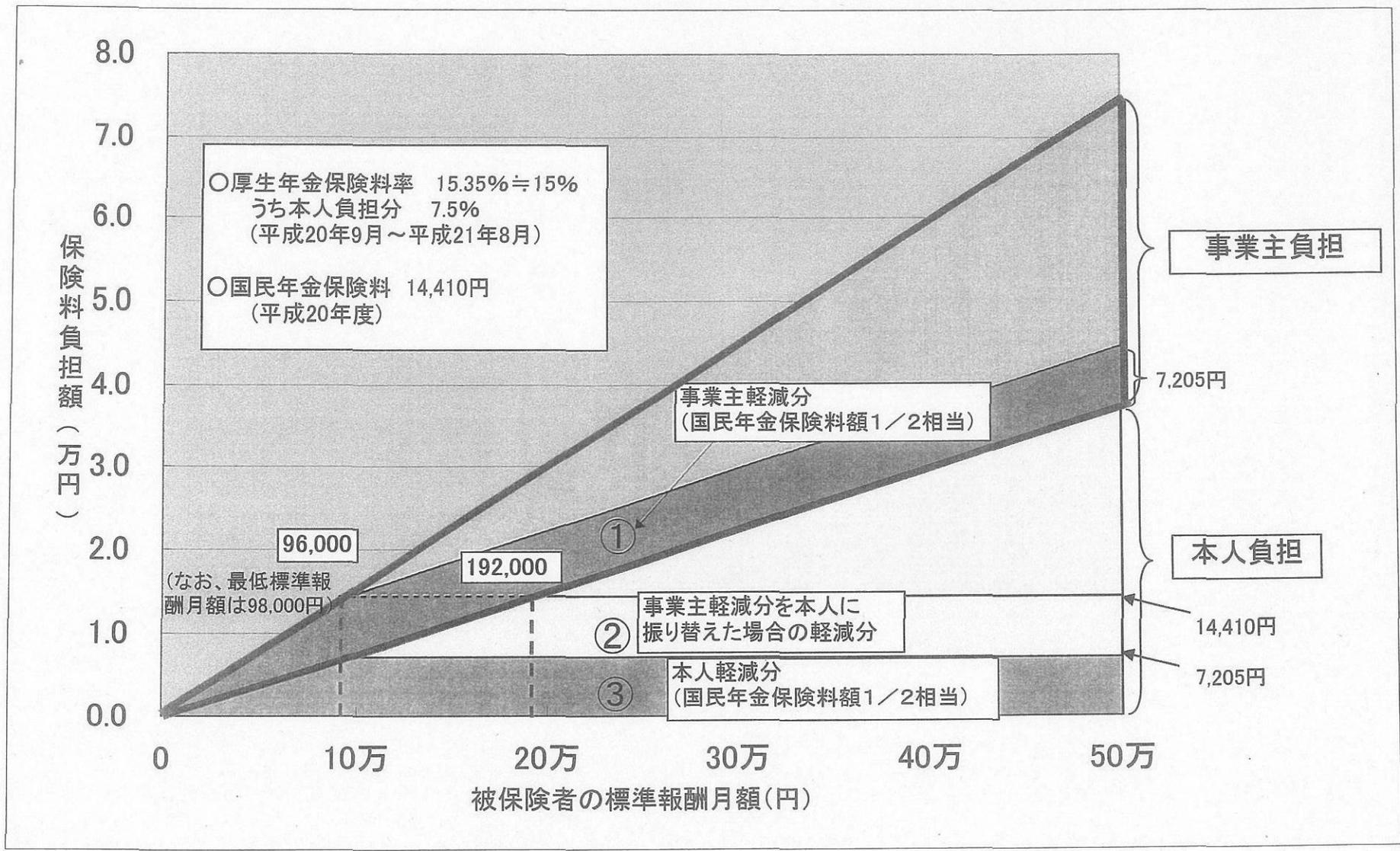
※ 国民年金第1～3号被保険者数のうちわけを推計すると、0歳児がいる夫婦世帯でみた第1～3号被保険者の割合が、男女それぞれ、22%、78%、0%と、21%、18%、61%（H18 国民生活基礎調査より年金局で作成）なので、

うち 第1号被保険者 109万人 × (0.22+0.21) = 47万人程度

第2号被保険者 109万人 × (0.78+0.18) = 105万人程度

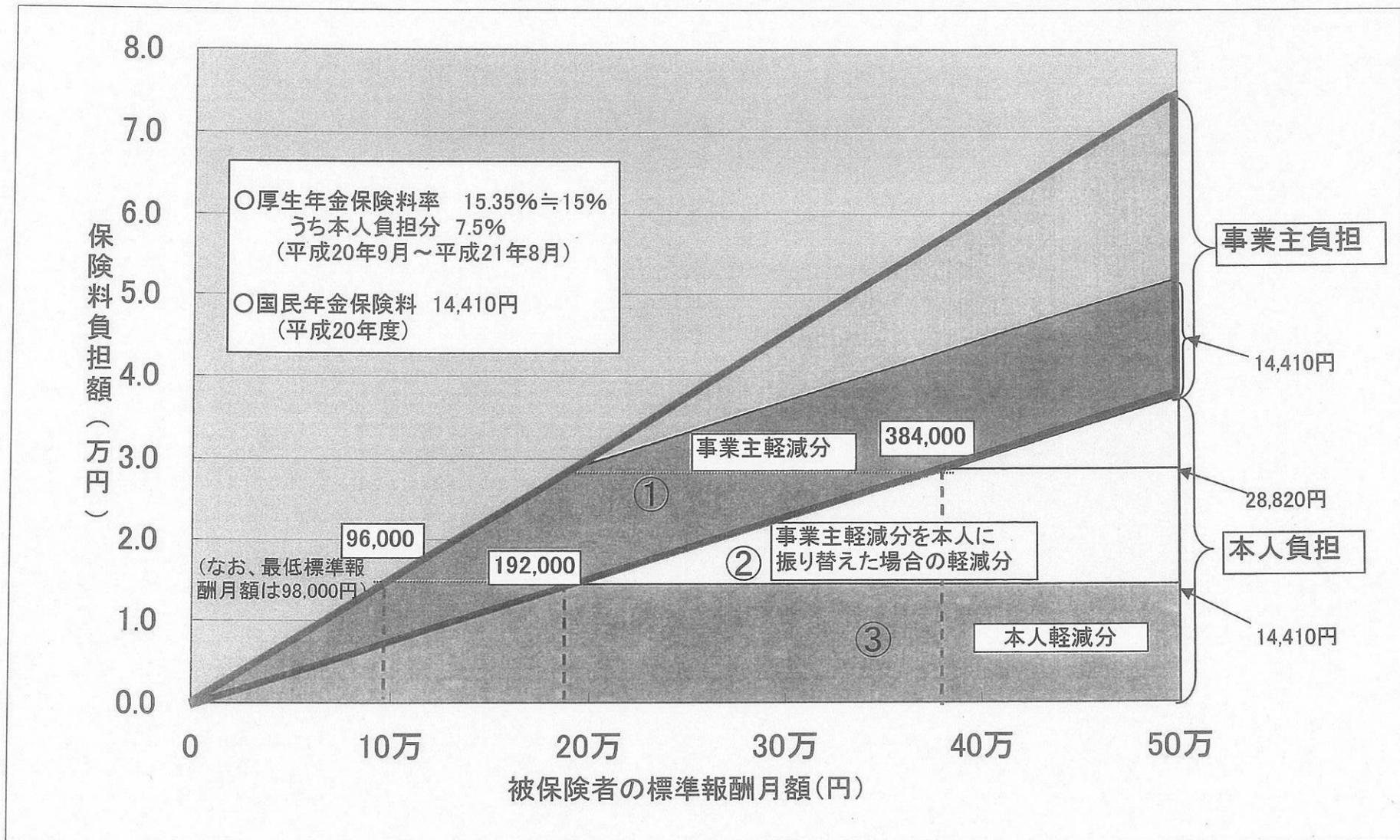
第3号被保険者 109万人 × (0.00+0.61) = 66万人程度

# 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿



- |                |     |
|----------------|-----|
| 本人・事業主双方免除     | ①+③ |
| 本人に事業主分も合わせて免除 | ②+③ |
| 本人のみ免除         | ③   |

# 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿 (3号被保険者も免除対象とした場合)



- |                |     |
|----------------|-----|
| 本人・事業主双方免除     | ①+③ |
| 本人に事業主分も合わせて免除 | ②+③ |
| 本人のみ免除         | ③   |